③　橋梁（Ｐ・Ｃ）（土木工事業）
④　舗装（舗装工事業）
⑤　電気（電気工事業）
⑥　電気通信（電気通信工事業）
⑦　塗装（塗装工事業）
⑧　建築（建築工事業）
⑨　遮音壁（土木工事業、とび・土工工事業、鋼構造物工事業又は解体工事業）
⑩　管（管工事業）
⑪　機械器具設置（機械器具設置工事業又は消防施設工事業）
⑫　標識設置（土木工事業、とび・土工工事業、鋼構造物工事業、機械器具設置工事業又は解体工事業）
⑬　造園（造園工事業）
⑭　維持修繕（土木工事業、とび・土工工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業又は解体工事業）
⑮　その他（①～⑭に該当しない工事で、その工事内容に対応する許可）

〔測量・建設コンサルタント等の場合〕
①　測量
②　地質調査
③　土木設計
④　建築等設計
⑤　補償
⑥　その他業務

2　インターネット一元受付による申請（経常建設共同企業体を除く）

⑴　パスワードの事前取得　インターネット一元受付による申請には、パスワードの事前取得が必要です。平成28年11月１日（火）から同12月28日（水）までの間にパスワードの請求手続をしてください。詳細については、国土交通省ホームページをご覧ください。

⑵　申請用データの受付期間　平成28年12月１日（木）から平成29年１月13日（金）までの９時～17時　ただし、土曜、日曜、祝日及び年末年始（12月29日から１月３日まで）は除きます。

問い合わせ先
インターネットによる受付ヘルプデスク
電話番号　082―511―1101（建設工事）
022―796―4565（測量・建設コンサルタント等）
開設期間　平成28年11月１日（火）から平成29年１月13日（金）までの９時～17時　ただし、土曜、日曜、祝日及び年末年始は除きます。

3　文書受付による申請

⑴　定期受付（郵送方式）
①　建設工事（単体）及び測量・建設コンサルタント等
平成28年12月１日（木）から平成29年１月31日（火）まで（消印有効）。
②　経常建設共同企業体
平成29年４月３日（月）以降随時に受け付けます。
なお、経常建設共同企業体の申請に当たっては、全構成員がその申請工事につき単独で平成29・30年度の一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていることが必要です。

⑵　随時受付（郵送方式）
①　建設工事（単体）及び測量・建設コンサルタント等の場合
申請者が⑴以降の時期に申請を希望する場合は随時受け付けます。
②　建設工事（経常建設共同企業体）
平成29年４月３日（月）以降受け付けます。申請を行うことができる工種は「土木」と「塗装」の２工種です。
なお、全構成員がその申請工種につき、単体で平成29・30年度の一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていることが必要です。

⑶　申請書の入手方法　申請書は、公示日以降、弊社ホームページ（http://www.hanshin-exp.co.jp/company/nyusatsu/compe/）に、様式類を掲出しますので、必要な様式をダウンロードしてください。

⑷　申請書の添付書類　申請書には次に掲げる書類を添付してください。

〔建設工事の場合〕
①　一般競争（指名競争）参加資格の審査の申請をする日の直前に受けた経営事項審査に係る総合評定値通知書であって下記［１］及び［２］の要件を満たすものの写し。
［１］　経営事項審査に係る告示（平成20年国土交通省告示第85号をいい、以下「告示」といいます。）第一の一の２に規定する審査基準日が、定期の一般競争（指名競争）参加資格の申請にあっては、平成27年６月30日以降のもの（平成27年６月30日以降を審査基準日とする経営事項審査の結果通知書が複数ある場合は、最新のもの）、随時の一般競争（指名競争）参加資格の申請にあっては、申請をする日の１年７か月前の日以降のもの。
［２］　雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の加入状況がいずれも「加入」又は「適用除外」となっていること。ただし、当該通知書において雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の加入状況が「未加入」であった後に当該未加入の保険について「加入」又は「適用除外」となったものは、それぞれ当該事実を証明する書類（保険料の領収書等）の提出が必要となります。
②　建設業許可申請書の写し
③　更新の方については資格認定通知書の写し又は弊社ホームページ掲載の「有資格者名簿」で確認できるページ。
④　国税通則法施行規則別紙第９号書式（その３の２、その３の３のいずれか）の写し

〔経常建設共同企業体の場合〕
①　経常建設共同企業体協定書（甲型又は乙型）
②　構成員全員の平成29・30年度一般競争（指名競争）参加資格登録状況（平成29年４月３日以降に弊社ホームページ掲載の「有資格者名簿」で確認できるページ。）
③　構成員全員の印鑑証明書（申請書提出日前３か月以内のもの）
④　更新の方については前回の資格認定通知書の写し又は弊社ホームページ掲載の「有資格者名簿」で確認できるページ

〔測量・建設コンサルタント等の場合〕
①　法律上、営業に関する資格を必要とする業種について申請するときは、その資格を証明する書面の写し
②　更新の方については資格認定通知書の写し又は弊社ホームページ掲載の「有資格者名簿」で確認できるページ
③　国税通則法施行規則別紙第９号書式（その３の２、その３の３のいずれか）の写し
④　申請者が法人であるときは、登記事項証明書の写し
⑤　直前２年の営業年度に係る財務諸表類
［注］　申請者が次に掲げる方であるときは、それぞれ次に定める書類をもって、④～⑤に掲げる書類に代えることができます。
a　建設コンサルタント登録業者（建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）第２条に規定する登録簿に登録を受けた方をいいます。）　建設コンサルタント登録規程第７条に規定する現況報告書の写し
b　地質調査業登録業者（地質調査業者登録規程（昭和52年建設省告示第718号）第２条に規定する登録簿に登録を受けた方をいいます。）　地質調査業者登録規程第７条に規定する現況報告書の写し
c　補償コンサルタント登録業者（補償コンサルタント登録規程（昭和59年建設省告示第1341号）第２条に規定する登録簿に登録を受けた方をいいます。）　補償コンサルタント登録規程第７条に規定する現況報告書の写し

⑸　申請書の提出先　阪神高速道路株式会社経理部契約課　〒541―0056 大阪市中央区久太郎町４丁目１番３号　電話番号06―6252―8121

⑹　提出方法　郵送

4　競争に参加することができない方

〔建設工事の場合〕
⑴　弊社契約規則第６条に掲げる方（競争参加不適格者）
⑵　社会保険等未加入建設業者　以下に定める届出の義務を履行していない建設業者（建設業法第２条第３項に定める建設業者）をいい、当該届出の義務がない方を除きます。
・健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務
・厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務
・雇用保険法（昭和49年法律第116号）第７条の規定による届出の義務

〔測量・建設コンサルタント等の場合〕
上記⑴に該当する方